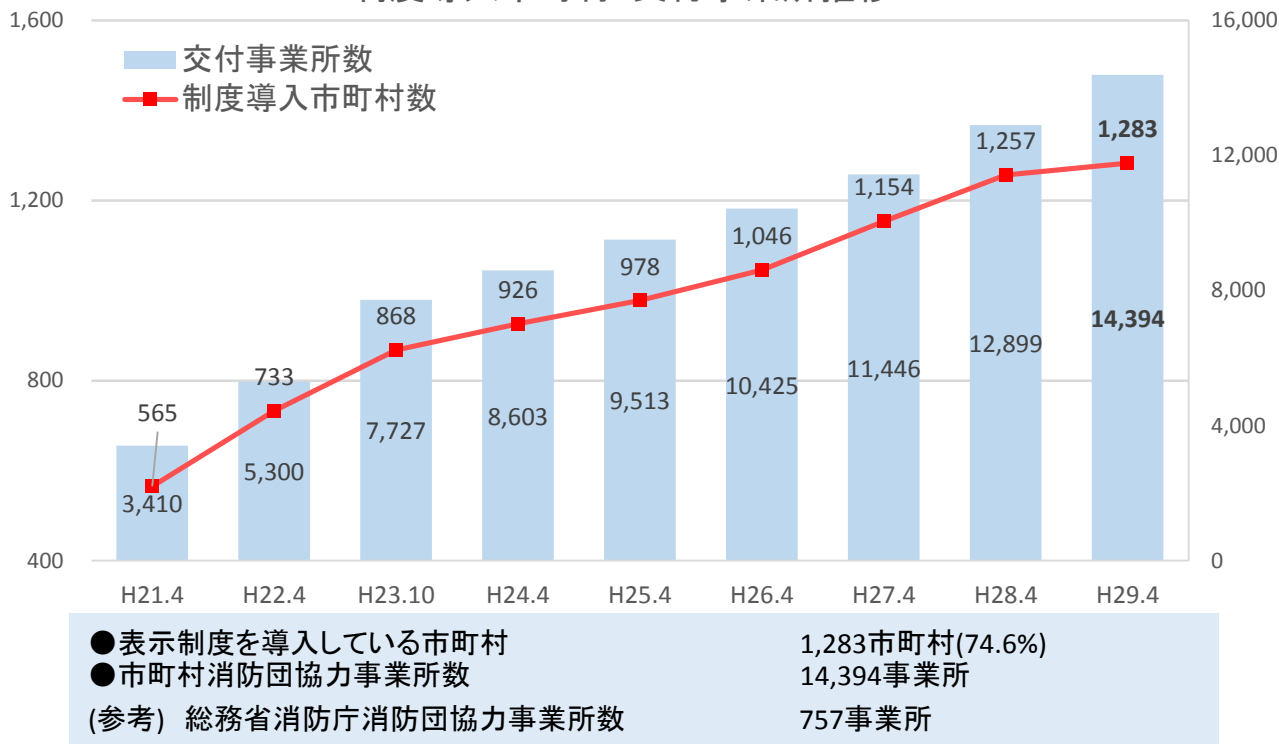


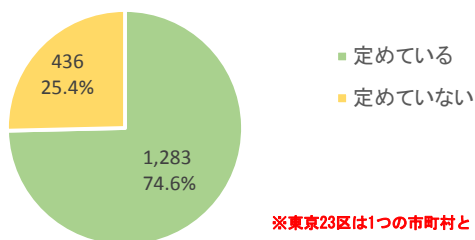
消防団協力事業所表示制度の導入状況等について (平成29年4月1日現在)

制度導入市町村数

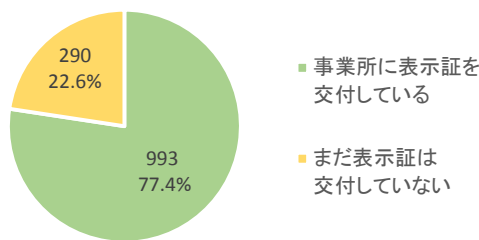
制度導入市町村・交付事業所推移



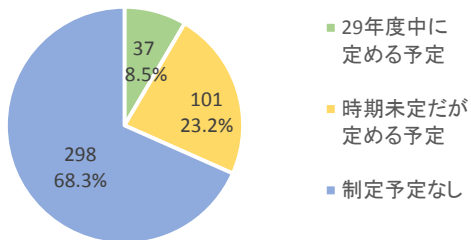
問1 要綱等を定めているか (調査対象1,719市町村) ※



問2 問1で定めていると回答した1,283市町村の表示証交付状況について



問3 問1で「定めていない」と回答した436市町村の今後の制定予定について



～制定予定なしの主な理由～ (複数回答)

- ・ 検討中(結論が出ていない)
- ・ 対象となり得る事業所が少ない
- ・ 優遇措置の設定等設計が難しい
- ・ 現時点で事業所から十分な協力が得られている
- ・ 必要性・効果を理解できない
- ・ 同様の制度がある

<消防団協力事業所表示制度>

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながるにより、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

【認定要件】 **【市町村消防団協力事業所】**(次のいずれかに該当すること)

- 市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
- ・ 従業員が消防団に相当数入団していること
 - ・ 従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
 - ・ 災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
 - ・ 従業員による機能別分団等を設置していること 等

【総務省消防庁消防団協力事業所】(次の全てを満たすこと)

- ・ 市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・ 消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・ 消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等



市町村マーク
(シルバーマーク)

消防団協力事業所に対する支援策

(1)自治体による支援策の実施状況

<都道府県 26都道府県> (28/25都道府県)

①減税 3県 (28/3県)

- ・法人事業税等の減税
減税限度額 10万円 (長野)、
100万円 (静岡)、
100万円 (一定の要件の場合200万円) (岐阜)

②金融 3県 (28/3県)

- ・県制度融資信用保証料割引 (宮城)
- ・中小企業振興資金における貸付利率の優遇 (長野)
- ・中小企業制度融資 (島根)

③入札 20都道県 (28/20都道県)

- ・入札参加資格の加点 ・ 総合評価落札方式の加点 など
(北海道、青森、宮城、秋田、山形、栃木、東京、新潟、富山、
石川、福井、長野、静岡、島根、広島、山口、高知、福岡、
長崎、熊本)

④その他 10府県 (28/9府県)

- ・県知事感謝状の贈呈
(富山、福井、山梨、長野、兵庫、山口、徳島、愛媛、長崎)
- ・物品調達における優遇 (京都)
- ・県ホームページでの事業所ホームページリンク無料掲載 (山口)

<市町村 193市町村> (28/173市町村)

①入札 187市町村 (28/169市町村)

- ・入札参加資格の加点 ・ 総合評価落札方式の加点 など

②その他 10市町村 (28/7市町村)

- ・消防団協力事業所報償金支給制度 ・ 広報誌広告掲載料の免除
- ・市ホームページで事業所一覧を公開 ・ 協力事業所割引制度
- ・防災行政無線設置補助 ・ 消火器の無償提供
- ・協力事業所の表彰

(1)自治体による支援策の具体例

<① 減税制度> ※千円単位

長野県消防団活動協力事業所応援減税

1. 減税内容 (平成19年4月施行、平成27年4月一部改正)

法人事業税(法人)、個人事業税(個人事業主) ⇒ 税額の2分の1を減税(減税限度額:10万円)

2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 県内に事業所等を有し、かつ、すべての事業所等が表示制度の認定を受けているもの。
- ② 県内の事業所等における消防団員数が、資本金3,000万以下の法人及び個人事業主は2人以上、資本金3,000万円超1億円以下の法人は3人以上、資本金1億円超の法人は5人以上であること。
- ③ 消防団活動に対する配慮が規定された就業規則等が整備されていること。

3. 適用実績 ※平成28年度実績

・法人 52件 減税額 445万3千円 ・個人事業主 1件 減税額 10万円

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例

1. 減税内容 (平成28年4月施行)

法人事業税・個人事業税 ⇒ 税額の2分の1を減税(減税限度額:100万円)
(消防団員数が使用人等の10分の1以上である場合は200万円を限度)

2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 県内に事業所等を有し、かつ、すべての事業所等が表示制度の認定を受けているもの。
- ② 県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員の数が1人以上であること。
- ③ 消防団活動に対する配慮が規定された就業規則等が整備されていること。
資本金又は出資金の額が1億円以下又は出資を有しない法人又は個人

静岡県消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例

1. 減税内容 (平成24年4月施行、平成28年4月一部改正)

法人事業税 (資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は出資金の額が1億円を超える特別法人)、個人事業税(個人事業主) ⇒ 税額の2分の1を減税(減税限度額:100万円)

2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 県内に事業所等を有し、かつ、すべての事業所等が表示制度の認定を受けているもの。
- ② 県内の事業所等における使用人等のうち、法人(資本金等の額が1億円以下の特別法人を含む)及び個人にあっては消防団員が1人以上、出資金の額が1億円を超える特別法人にあっては消防団員が3人以上であること。
- ③ 消防団活動に対する配慮が規定された就業規則等が整備されていること。

3. 適用実績 ※平成27年度実績

・法人 43件 減税額 341万6千円 ・個人 19件 減税額 120万円 計 62件 461万7千円

<② 金融制度>

宮城県制度融資信用保証料割引

1. 制度内容（平成28年4月創設）

新技術や新製品、新たな事業展開、事業承継といった「前向きな取組」を図る中小企業者等対象の融資制度。

⇒ 融資限度額 [設備・運転]2,000万円

償還期間 運転・設備資金とも7年以内(うち据置期間2年以内)

2. 対象者

市町村が定める消防団協力事業所の認定を受けている事業所

3. 信用保証料割引

通常0.45%～1.59%の信用保証料率を、市町村より消防団協力事業所として認定されている場合に、0.2%引き下げるもの。

長野県中小企業振興資金における貸付利率の優遇

1. 制度内容（平成28年4月新設）

事業活動に必要とする資金を、金融機関及び信用保証協会と県が協調して融資する制度。

⇒ 融資限度額 [設備]1億円 [運転]5,000万円

2. 対象者

市町村が定める消防団協力事業所の認定を受けている事業所。

3. 貸付利率引き下げ

一般枠の貸付利率年2.1%を、消防団協力事業所の認定を受けている場合に、0.2%引下げるもの。

4. 適用実績 ※平成28年度実績

件数 2件

島根県中小企業制度融資『人にやさしい環境整備支援資金』

1. 制度内容（平成26年4月新設）

労働環境の改善のため、設備等整備に必要な資金を、県、金融機関及び信用保証協会が連携して低金利で融資する制度。

⇒ 融資限度額 [設備]8,000万円 [運転]5,000万円

2. 対象者

中小企業者又は組合等であって、市町村が認定した消防団協力事業所であること など

3. 融資利率

一般融資利率に対し、消防団協力事業所の認定を受けている場合(当該制度活用)は、低金利で融資を受けられる。

なお、毎年変動する固定貸付利率とは別に、信用保証料が必要になる。